

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>(投資顧問業者関連)</p> <p>株主資本等変動計算書について、様式通りに記載することが困難な場合(各項目の変動要因として様式にあるもの以外の要因が存在する場合等)にはどのように記載すればよいのか。また、株主資本等変動計算書にて、自己株式の種類及び株式数に関する事項等の記載をあわせて求めることが適当ではないか。</p>	<p>様式で指定した以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じた適切な形で記載が可能であることを明確化することといたします。あわせて、関連する事項の注記を求めることといたします。</p>
<p>(金融先物取引所関連)</p> <p>金融先物取引所が組織変更を行うにあたり、認可申請書の添付書類として規定されていた「組織変更計画書」が「組織変更計画の内容を記載した書面」に変更されているが、その理由は何か。</p> <p>また、当該変更により、書面につき様式は問わないという理解でよいか。</p>	<p>会社法にて「組織変更計画書」に係る規定振りが変更されたことから、それにあわせて当該添付書類の規定振りを変更したものです。</p> <p>書面の様式については、貴見のとおりです。</p>
<p>(証券会社関連)</p> <p>内閣府令の施行により証券会社の登録申請書の様式が変更された時点で、既存の登録事項に変更がない場合であっても、証券会社は変更届出を提出する必要があるのか。</p>	<p>内閣府令の施行時点で、証券会社が役員として会計参与を設置しない限りにおいて、そのような必要はありません。</p>
<p>証券会社等による届出の添付書類として規定されていた「合併の契約書」が「合併契約の内容を記載した書面」に変更されているが、書面の範囲に変更があったのか。</p>	<p>会社法にて「合併契約書」に係る規定振りが変更されたことから、それにあわせて当該添付書類の規定振りを変更したものであり、書面の範囲に変更はありません。</p>
<p>(特定目的会社関連)</p> <p>廃業届出に際しては、資産流動化計画に従って債務の履行等を完了したときに行う業務終了届出時に当局から還付される副本を添付しなければならないことになっているが、破産等の資産流動化計画に記載のない事由により解散し、廃業届出を行う場合には同副本の添付ができないため、添付を省略できるようにしてほしい。</p>	<p>廃業届出の際に業務終了届出に伴う副本の還付がなされている場合に当該副本の添付を求める規定とすることとします。</p>

<p>(計算規則関連) 各計算規則について、会計実務上で用いられている各種の科目や注記の内容を幅広く詳細に規定してはどうか。</p>	<p>各計算規則案に掲げる項目(科目)や注記の内容は、従来の各計算規則や今般公布された会社計算規則における項目や注記に関する規定振りを参考として規定したものです。本規則案に掲げられていない項目等やより詳細な内容であって実務上において用いられているものを、一般に公正妥当と認められる方法で表示することを妨げるものではありません。</p>
<p>各計算規則に具体的に規定されていない取引(デリバティブ取引等)の会計処理はどのようにすべきか。</p>	<p>各計算規則の規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならぬとしており、同規定を踏まえ、従来同様に適正な処理がなされるべきと考えます。</p>
<p>投資信託委託業者の関連当事者は、当該委託業者が運用を行う投資信託財産の関連当事者ではないことから、関連当事者との取引に関する注記の範囲から除外すべきではないか。</p>	<p>投資信託委託業者の関連当事者に関する注記は会社計算規則の規定を参考に規定したものです。現行の附属明細表において投資信託委託業者の利害関係人との取引状況の記載を求めていることを踏まえ、当該利害関係人との取引状況を注記において記載することを求める規定とすることとします。</p>
<p>投資信託委託業者や受託会社への報酬は信託約款に具体的事項が取り決められ、その支払条件は投資家にとって既知であることから、現行規定における未払費用等の残高と別途注記する必要はないのではないか。</p>	<p>投資信託財産の運用等を行う投資信託委託業者等に対する報酬等の投資信託財産の負担に属することとなる費用の注記は、現行規則においても求めていることを踏まえ、当該費用が貸借対照表又は損益計算書で区分表示されていない場合には、当該費用の内容及び金額の注記を求める規定とすることとします。</p>
<p>投資信託財産の計算規則等について、その適用関係を明らかにするための経過措置規定を設けるべきではないか。</p>	<p>今次改正は会社法の施行に伴うものであり、その適用関係については会社法の経過措置に準じて、施行以前の計算書類については従前の例による旨を規定することとします。</p>
<p>投資法人等の計算規定において、キャッシュフロー計算書も導入すべきではないか。</p>	<p>今次改正は会社法の施行等に伴う必要な措置を整備するものでありますが、既に証券取引法においては、投資法人等についても株式会社と同様にキャッシュフロー</p>

	計算書の作成を求められています。
投資法人の計算規則について、連結計算書類の規定を設けないのか。	投資法人は資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とする法人であって、同一法人の発行する株式の過半数を所有することが禁止されており、投資法人の計算に関する規則では個別計算書類について規定することとしています。
会社計算規則において「継続するとの前提」に関する注記が規定されたことを踏まえ、特定目的会社についても、事業が継続するとの前提に重要な疑義等がある場合の注記を規定すべきではないか。	流動化計画の計画期間にわたって、特定目的会社の事業が継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合について注記を求める規定とすることとします。

(注) その他字句の修正や規則間の平仄等に係るご指摘を踏まえ、必要な訂正を行うこととしております。